

再意見書

平成13年6月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく2ちょうめ3ばん2ごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) けいでいーでいーあい かぶしきがいしゃ
氏 名 ケイディーディーアイ株式会社

おくやま ゆうさい
代表取締役社長 奥山 雄材

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続細則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第104号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見について

1. ダークファイバについて

【意見】(大阪めたりっく通信)

Ⅱ 所謂ダークファイバに関して

3 さらに中継伝送機能は単年度実績としているが、端末回線伝送機能同様7年間程度の中期見通しにより、算出されることを要望する。

【再意見】

現在は単年度実績で算定されておりますが、一般的には端末回線の需要が増加すればそれに応じて中継部分の需要が増加するものと考えます。よって、端末回線の需要予測を考慮し、光信号中継伝送機能も将来原価を用いて算定する必要があると考えます。

2. ユーザ料金と接続料の関係について

【意見】(日本テレコム)

2 . ルーティング伝送機能の接続料について

(2)東西NTT 殿 ユーザ向けサービスと接続料の関係について

今回申請された接続サービスについては、東西NTT 殿は、同一設備を利用して他事業者と競合するサービス(光端末を利用したサービス全般及びフレッツシリーズ)を提供しております。接続料金の妥当性については、原価の算定根拠が明確なことはもとより、公正競争条件を確保する観点から他事業者が同一条件で競争できることを担保することが必要であると考えます。弊社としては、英国で採られているスタックテストや、米国で採られているインピテーションテストのような方法によりチェックを行うことが適切であると考えます。また、今後リリースされる東西NTT 殿のサービス(例えば、フレッツB サービス)や料金改定においても、同様のチェックを満たすことが必要であると考えます。

【再意見】

日本テレコム殿の意見に賛同します。

現行の算定方法においては、接続料とユーザ料金の算定方法の違いにより、本来あってはならない事ですが、接続料とユーザ料金との間に逆転現象が起きる可能性があります。しかしながら、接続事業者が同一条件で競争できる事を担保する必要があると考えます。詳細な方法については検討する必要がありますが、ユーザ料金と接続料金の整合性をチェックし、是正する仕組みを導入する必要があると考えます。

3. 認可の対象となる接続料について

【意見】(C&WIDC)

3. 平成 14 年度以降の接続料の算定

「IT 時代の接続ルールの在り方について 第二次答申草案」において貴審議会は、平成

14 年度以降の接続料については東西NTT 各々が算定すべきと述べておられます。今回の接続料につきましても、平成14 年度以降は、東西NTT 各々が算定すべきことになると理解いたします。貴審議会におかれては、今回設定する接続料は平成13 年度についてのみ認可すべきと答申していただきたくお願いいたします。

【再意見】

算定期間中においても需要の見直しやコストの低廉化等をすべきであると考え、算定期間中においても随時見直されるものと考えます。

4. 算定方法について

【意見】(イー・アクセス)

②算定方法について

・P.14 に「端末回線設備の固定資産明細表」があり、「光(ケース③)」「光+メタル(ケース②)」「メタル(ケース①)」の3 種類に区分されていますが、その区分の方法が不明確です。「設備区分固定資産明細表の加入者回線および主配線盤をもとに算定」したとのことですが、どの項目をどう計算すればこの3 ケースに分けることができたのか全く確認することができません。このようにNTT 東西の接続料算定根拠では計算過程が途中で途絶えることが数多く、適正な接続料かどうかの判断ができかねないのが大変問題になっております。したがって、NTT 東西にp.19 ~p.22 までの「設備区分固定資産明細表」の数字からp.14 の線路設備(市内線路設備)の数字を算定するまでの計算式を提示いただければ強く要望いたします。

【再意見】

イー・アクセスの意見に賛同します。

本意見で指摘しているとおり、計算過程が途中で途絶える事が多く、接続料の妥当性について判断できません。弊社意見書でも数字の不明な点については公開を要望しておりますが、重ねて数字を算定するまでの計算式についても提示する事を要望します。

5. 提供条件の明確化

【意見】(イー・アクセス)

② 端末回線の提供条件の明確化について

・NTT 東西が接続約款案で算定している端末回線の規模は、平成 11 年度 25 万芯から平成 19 年度 549 万芯と約 22 倍ののびを想定していますが、端末回線は要望に応じて提供していただけるものかどうかは明確ではありません。例えば、「き線エリアに光ファイバが敷設されている場合は光信号端末回線を提供する」といったような提供条件を明確化していただきたいと考えます。なお、「接続ルール見直しについて」第一次答申(平成 12 年 12 月 21 日)p.23 では「既に光ファイバが敷設されて即応が可能な地域(例えばき線エリアに光ファイバが既に設置されているエリアのように、2 週間程度で必要な光ファイバ設備の対応を行い得る地域)においては、光ファイバ設備への接続の請求に応じることが求められるものと考えられる。」とありますので、接続約款で即応が可能な地域や提供可能な地域について条件等を明確化していただきたいと考えます。条件が明確でな

い場合、NTT 東西と接続事業者の間で公平性が担保されないおそれがあります。

【再意見】

イー・アクセスの意見に賛同します。

提供条件を明確にする事はNTT東西と接続事業者との間の公平性の担保のみならず、スムーズな工事調整を可能とします。なお、設備対応に要する期間については、配線まで光ファイバーが敷設されている場合にはさらに短期間での対応が可能と考えます。一方、土木工事が発生する等の要因で、期間を要する場合についてはその理由及び、接続開始時期を明確にして事業者に提示する必要があると考えます。

6. 利用区間について

【意見】(MCIワールドコム)

2. 光ファイバ設備の提供区間

この度の変更案で、規定される光ファイバ提供区間には、必ずNTT 地域会社の局舎設備を経由する必要があるとあり、提供を受ける際にはNTT 地域会社局舎設備を経由した中継伝送路と端末系伝送路、NTT 地域会社局内伝送路の3 区間のみで制限されており、他の区間(例えば、マンホール-マンホール間等)または接続個所での開放がなされておらず、他事業者が柔軟にネットワーク構築をすることができなくなっております。このままでは、NTT 地域会社局舎への伝送路を自社(他社から貸与も含む)で確保した事業者しか光ファイバの提供受けられず、新規参入事業者等のネットワーク設備を十分に所有していない事業者にとっては、相当な負担を事前に強いられることとなります。アンバンドル区間を制限することは、事業者市場参入の機会を規制することになり、真の地域市場の競争促進を制限することになるため、全区間(特にマンホール-マンホール間を含む)の光ファイバ設備のアンバンドルを法律で義務化すべきと考えます。また、局外任意区間の光ファイバ設備の保守や責任分界の問題については、NTT 地域会社が光ファイバ設備の故障検知をする必要があるという視点から離れ、設備借用事業者がその責任にて顧客へのサービス提供を保証し、故障検知することを可能にすれば相当部分が解決できると考えます。現在、NTT 地域会社が管路スペースの他事業者への提供の際には、管路設備の借用事業者が管路故障等の検知し、早急な復旧作業ができる体制が存在しております。光ファイバ設備は、借用事業者が回線障害を検知することは管路設備よりも容易であるため、検知後、NTT 地域会社へ通知し、責任分界を明確にし、早急な復旧作業を実施することは同様に可能と考えます。

【再意見】

MCIワールドコムの意見に賛同します。

マンホール-マンホール間等の、NTT東西局舎以外での接続においても、CTF等におけるコネクタでの接続か、クロージャ等における融着接続かという接続方法に違いはありますが、ファイバーを使用するという事については大差なく、接続点がNTT東西局内である必要はないと考えられます。また、故障時の運用につきましても本意見でも述べられているとおり、管路賃貸のように既に早急な復旧作業を実施する事は可能であると考えま

す。

8. その他

(1) 現在一般賃貸(共同収容)とされている区間の管路について

意見書の中にNTTの管路を借用して接続事業者がファイバーを敷設する場合との整合性について触れられている意見がありましたが、現在一般賃貸区間と呼ばれている管路について考えてみますと、それが、減価償却済みのものであっても再調達価額での提供となっており、NTT東西殿の料金と競争可能なコストで光ファイバーを自前で敷設する事が非常に困難です。

一方、各家庭に伝送路を敷設するための電柱・管路等について、NTT東西は、公社時代からの資産を継承している一方で、他の新規参入事業者は新たに敷設するか、もしくは借りるしか手段がありません。しかしながら、土木工事等を行い新たに敷設するにしてもNTT東西から再調達価額で借用するにしてもコスト負担が大きく、公社から資産を受け継いだ事業者と競争できうるコストでの設備構築が非常に困難です。

こういった弊害を排するために、公社から受け継いだ設備をはじめとするNTT東西の管路設備については、第一マンホール以遠の区間につきましても接続に利用する場合は指定設備とし、接続事業者が利用しやすい環境を整える必要があると考えます。

(2) 過剰設備の考え方について

H11年度実績の稼動芯線数は約25万芯とされておりますが、実際の稼動芯線数が不明ですので総敷設芯線数の開示を要望します。また、稼動芯線数と総敷設回線数に大幅な乖離があると考えられる場合には過剰設備分を控除して料金を算定する必要があると考えます。

(3) 情報開示について

先日提出しました意見書におきまして、意見募集の際に算定根拠等について十分な情報開示がなされない事は問題である旨を述べさせて頂きましたが、現時点でも新たな情報は全く開示されておりません。再意見募集の際には少なくとも意見書で要望された事について可能な限り開示する事を要望します。

また、意見書で述べさせて頂きましたヒアリングについても、事前に情報開示を行った上で実施する事を重ねて要望いたします。

* 組織名の敬称は省略させていただいております。

以上